

貨物自動車運送事業法の改正案（概要）

【目的】

我が国の経済活動及び国民生活を支える貨物自動車運送事業の健全な発達を図るため規制の適正化等の措置を講ずるほか、貨物自動車運送事業の業務について平成36年度から時間外労働の限度時間の設定がされること等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に、運転者の労働条件を改善する必要があることに鑑み、所要の措置を講ずることとする。

【内容】

1. 規制の適正化

(1) 欠格期間の延長等

- ① 事業許可に係る欠格期間を2年から5年に延長するとともに、許可取消を受けた会社の子会社等や処分逃れを目的として監査後に廃業した者等の参入を制限する。
- ② 運行管理者資格者証の交付に係る欠格期間を2年から5年に延長する。

(2) 休廃業の事前届出制化

事業の休廃止に係る手続きを事後届出制から事前届出制に改める。

((1) との対応)

(3) 許可基準の明確化

一般貨物自動車運送事業の事業許可の基準について、以下を要件として明確化する等の改正を行う。

- ・ 事業計画が、事業用自動車の安全性を確保（例：点検・整備等を法令に基づき確実に実施する）するため適切なものであること
- ・ 事業を継続して遂行するために、車両の台数や車庫の規模（例：十分な数の車両台数や十分な広さの車庫を有する）などについて、適切な計画を有すること
- ・ 事業を適確に、かつ継続して遂行する（例：輸送の安全を確保するために必要な投資を行う）に足る経済的基礎（例：事業用資金）等が十分にあること

(4) その他

約款の認可について、原則として運賃と料金とを分別して収受する旨を定めるよう、明確化する。

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化

(1) 輸送の安全に係る義務の明確化

輸送の安全に係る義務について、事業用自動車を定期的に点検・整備しなければならない旨を明確化する等の改正を行う。

(2) 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

車庫の整備・管理、健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付等について、事業の適確な遂行のための遵守義務を設けるとともに、これらを遵守しない場合における命令規定を新設する。

3. 荷主対策の深度化

(1) 荷主の配慮義務の新設

貨物自動車運送事業者が、本法令の規定（例：過労運転や過積載の防止の義務）を遵守して事業を遂行できるよう、荷主に対する配慮義務を新設する。

(2) 荷主勧告制度の強化

荷主勧告制度の対象に貨物軽自動車運送事業者を追加するとともに、勧告をした場合における公表制度を法律上明確化する。

(3) 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設（時限措置）

平成35年度末までの間、国土交通大臣は、①トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を行っている疑いがある荷主の情報の関係行政機関の長との共有、②当該荷主の理解を得るための働きかけ、③当該疑いに相当な理由がある場合における要請、④なお改善されない場合における勧告・公表を行うことができることとする。なお、②～④の働きかけ等については、関係行政機関の協力を得て実施するものとする。

また、荷主に独占禁止法違反が疑われる場合には、公正取引委員会にその旨を通知するものとする。

4. 標準的な運賃の告示制度の導入（時限措置）

平成35年度末までの間、運転者の労働条件を改善するとともに、事業の健全な運営を確保するため、国土交通大臣が、一般貨物自動車運送事業について、標準的な運賃を定め、告示することができる制度を設ける。

貨物自動車運送事業法の改正(概要①)

改正の目的

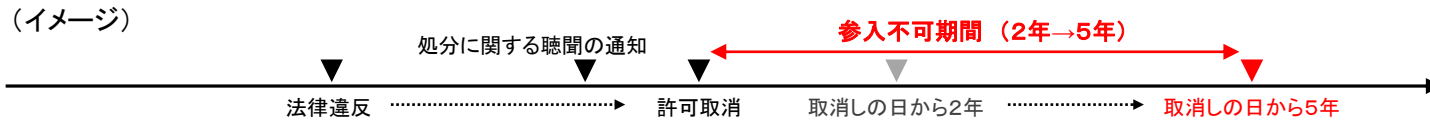
経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、平成36年度から時間外労働の限度時間が設定される(＝働き方改革法施行)こと等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。

1. 規制の適正化(その1) [悪質な事業者の排除関係]

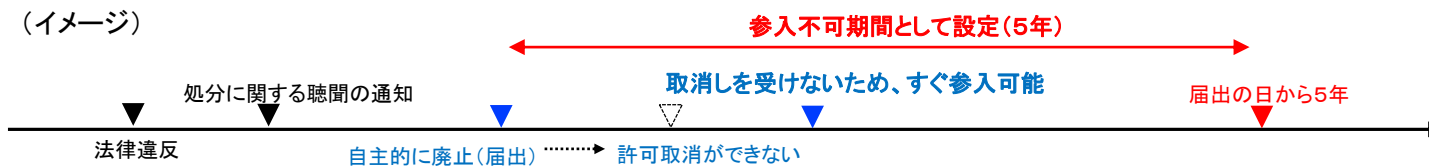
① 欠格期間の延長等

法令に違反した者等の参入の厳格化 (※道路運送法等でも近年同様の改正を実施している)

- ・ 欠格期間の延長(2年⇒5年)



- ・ 処分逃れのため自主廃業を行った者の参入制限



※ 上記のほか、密接関係者(親会社等)が許可の取消処分を受けた者の参入制限も創設。休廃業の事前届出制化も実施。

貨物自動車運送事業法の改正(概要②)

1. 規制の適正化(その2)

[悪質な事業者の排除関係]

② 許可の際の基準の明確化

以下について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化

- ・ 安全性確保(車両の点検・整備の確実な実施等)
- ・ 事業の継続遂行のための計画(十分な広さの車庫等)
- ・ 事業の継続遂行のための経済的基礎(資金) 等

③ 約款の認可基準の明確化

荷待時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化

→ 原則として運賃と料金を分別して収受

- ・ 「運賃」: 運送の対価
- ・ 「料金」: 運送以外のサービス等

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化

[悪質な事業者の排除関係] (=許可後、持続的・継続的なルール遵守の徹底)

① 輸送の安全に係る義務の明確化

事業用自動車の定期的な点検・整備の実施等

② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

- ・ 車庫の整備・管理
- ・ 健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付

貨物自動車運送事業法の改正(概要③)

3. 荷主対策の深度化

※ 「荷主」には元請事業者も含まれる。

トラック事業者の努力だけでは働き方改革・法令遵守を進めることは困難（例：過労運転、過積載等）

→ 荷主の理解・協力のもとで働き方改革・法令遵守を進めることができるよう、以下の改正を実施

【平成35年度末までの時限措置】

① 荷主の配慮義務の新設

- ・トラック事業者が法令遵守できるよう、荷主の配慮義務を設ける

② 荷主勧告制度(既存)の強化

- ・制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者を追加
- ・荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記

国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

- (1) トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合
→ ① 国土交通大臣が関係行政機関の長と、当該荷主の情報を共有
② 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための働きかけ
- (2) 荷主への疑いに相当な理由がある場合 → 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、要請
- (3) 要請をしてもなお改善されない場合 → 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、勧告+公表



荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合 → 公正取引委員会への通知

4. 標準的な運賃の告示制度の導入

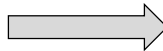
【平成35年度末までの時限措置】

(背景)

荷主への交渉力が弱い等

- 必要なコストに見合った対価を収受しにくい
- 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

法令遵守して運営する際の参考となる運賃が効果的



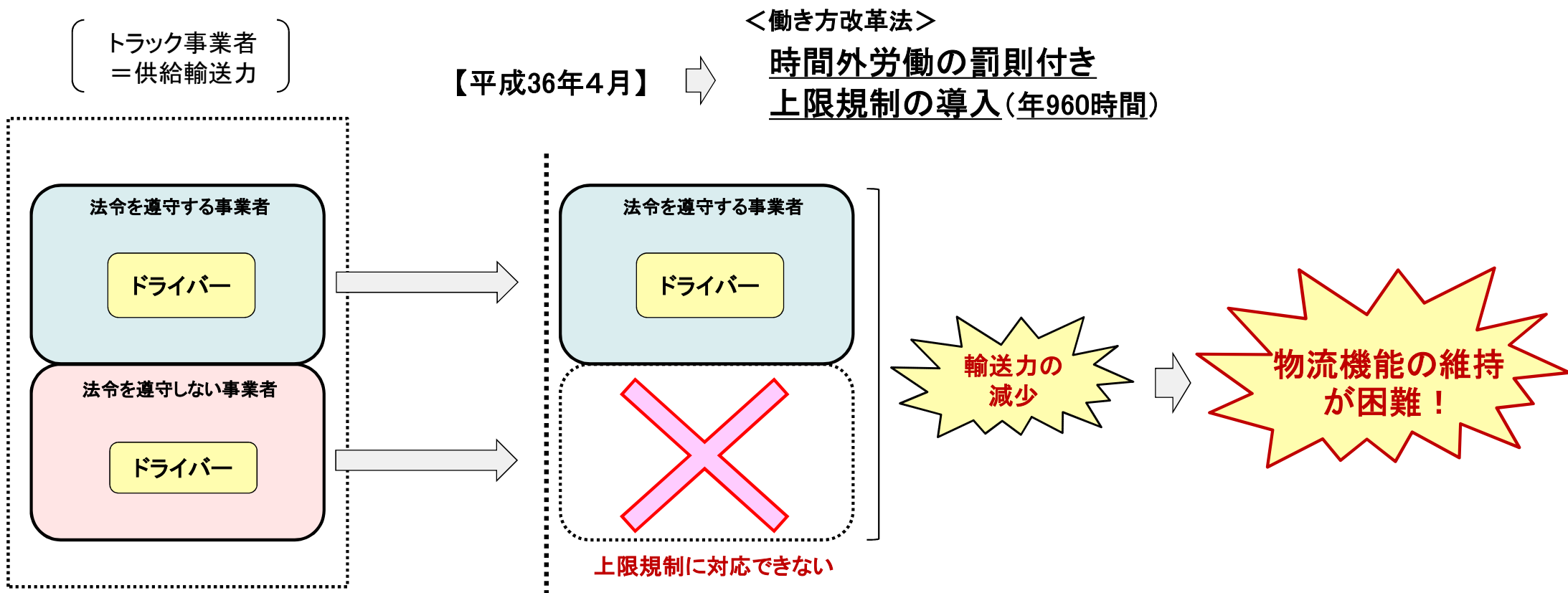
標準的な運賃の告示制度の導入

(運転者の労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のため)
国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる

働き方改革の実現に向けて①

現状のままの場合

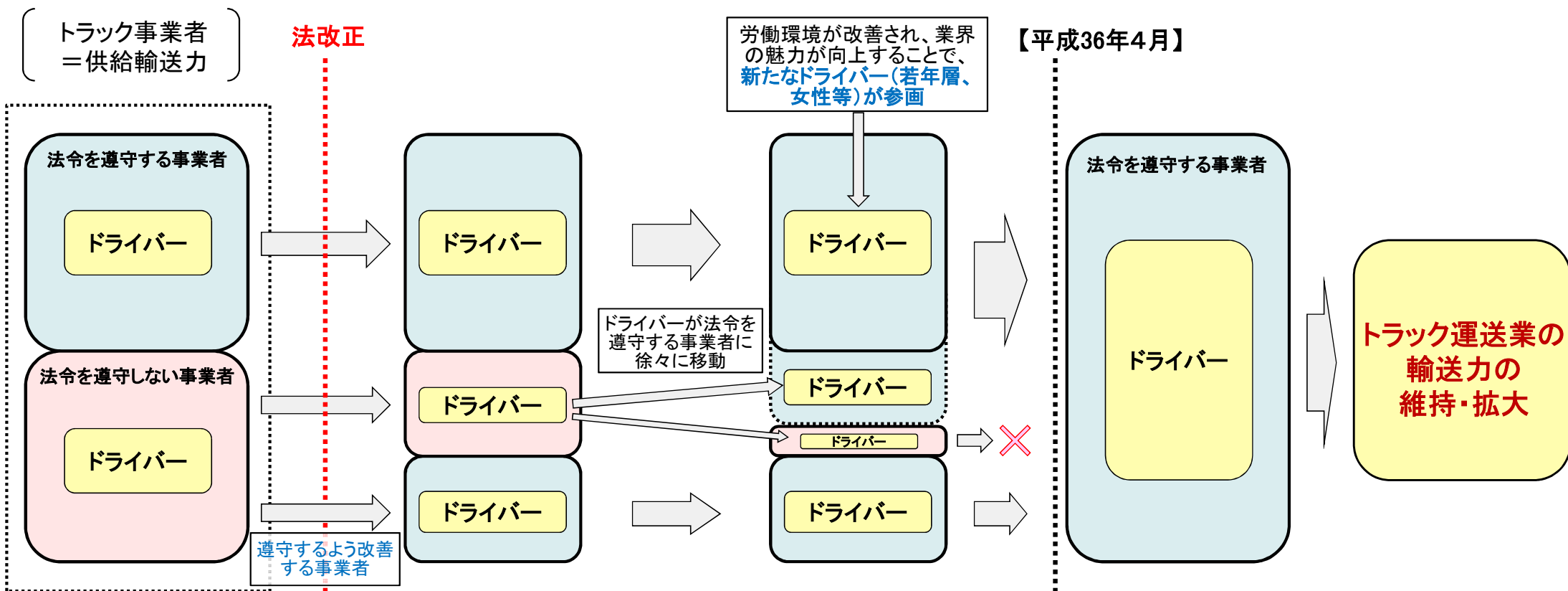
- トラック運送業においては、法令を遵守する事業者と、長時間労働を前提に事業を行う等の法令を遵守しない事業者が混在。
- 一方、働き方改革法により、平成36年4月から時間外労働の罰則付き上限規制(年960時間)が導入予定。
- 現状のまま上限規制が導入されると、上限規制に対応できない事業者が一気に発生することにより混乱が生じ、輸送力が減少し、物流機能の維持に支障をきたすおそれ。



働き方改革の実現に向けて②

物流機能を維持するための対応策

- 長時間労働を前提に事業を行うような法令を遵守しない悪質な事業者について、①遵守するよう改善していき、②引き続き改善が図られない事業者は退出させ、法令を遵守できる環境を順次整えていくことにより、
 - ・ 法令を遵守する事業者にはドライバーが集まることで供給輸送力が維持されるとともに、
 - ・ 業界全体の労働環境が改善され、魅力が向上することで新たなドライバーの確保が可能となる。



このほかにも、①荷主対策の深度化、②標準的な運賃の公示等の対策も併せて実施。

貨物自動車運送事業法の改正(概要)

改正の目的

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、平成36年度から時間外労働の限度時間が設定される(=働き方改革法施行)こと等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。

1. 規制の適正化

① 欠格期間の延長等

法令に違反した者等の参入の厳格化

- ・ 欠格期間の延長(2年⇒5年)
- ・ 処分逃れのため自主廃業を行った者の参入制限
- ・ 密接関係者(親会社等)が許可の取消処分を受けた者の参入制限 等

② 許可の際の基準の明確化

以下について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化

- ・ 安全性確保(車両の点検・整備の確実な実施等)
- ・ 事業の継続遂行のための計画(十分な広さの車庫等)
- ・ 事業の継続遂行のための経済的基礎(資金) 等

③ 約款の認可基準の明確化

荷待時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化

→ 原則として運賃と料金とを分別して收受 = 「運賃」: 運送の対価 「料金」: 運送以外のサービス等

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化 (許可後、継続的なルール遵守)

① 輸送の安全に係る義務の明確化

- ・ 事業用自動車の定期的な点検・整備の実施 等

② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

- ・ 車庫の整備・管理
- ・ 健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付

3. 荷主対策の深度化 ※ 「荷主」には元請事業者も含まれる。

トラック事業者の努力だけでは働き方改革・法令遵守を進めることは困難 (例: 過労運転、過積載等)

→ 荷主の理解・協力のもとで働き方改革・法令遵守を進めることができるよう、以下の改正を実施

① 荷主の配慮義務の新設

- ・ トラック事業者が法令遵守できるよう、荷主の配慮義務を設ける

② 荷主勧告制度(既存)の強化

- ・ 制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者を追加
- ・ 荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記

③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設【平成35年度末までの時限措置】

(1) トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合

→ ① 国土交通大臣が関係行政機関の長と、当該荷主の情報を共有

② 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための働きかけ

(2) 荷主への疑いに相当な理由がある場合 → 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、要請

(3) 要請をしてもなお改善されない場合 → 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、勧告+公表

荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合 → 公正取引委員会への通知

4. 標準的な運賃の告示制度の導入【平成35年度末までの時限措置】

【背景】 荷主への交渉力が弱い等

→ 必要なコストに見合った対価を収受しにくい

→ 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

標準的な運賃の告示制度の導入

(労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のため)

国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる

法令遵守して運営する際の参考となる運賃が効果的